

教育課程

☆活用のねらい

私たち学校事務職員にとって、教育課程とはどのような意味を持つのでしょうか。日々の事務処理をするうえでは、あまり意識をしないことかもしれません。しかし、近年教員の事務負担軽減のため学校事務職員の役割が見直される動きの中で、私たち事務職員にとって教育課程は、重要なものであるとの認識が必要となってきます。

「教育課程の意義」とはどのようなものなのか、また「教育課程と学校事務職員」の関わりはどのように捉えればいいのか、「教育課程の変遷」については、いつどのような内容でどのように改定されてきたのか、「教育課程の編成と授業時数の扱いについて」はどうなるのか、ということをもとめてみました。小・中学校の新学習指導要領が2008年3月に示され、現在、完全実施に向けて移行期間中です。それに伴う指導内容の追加や充実による新たな教材の整備や現有数量の把握等に活用できるよう教科・単元ごとの一覧表を作成しました。単元名を書き出すことで学習内容が見えてきたり、実際の教材の使われ方や効果にも目が向くのではないのでしょうか。学校事務職員が授業を参観することの重要性を言われますが、購入した教材がどんなふうに使われているかを確認し、「こんな使われ方をするんだったらこれを買わないであっちを買ったほうが良かったのに」とか「ああやっぱりこれを買ってよかった」といった判断をしながら教材を見る目を養っていく、そこに通じてさらに授業に関わっていくことにもこの一覧表を活用していただきたいと思います。

各学校の教育目標と教育内容、方法が児童生徒の発達段階に応じて体系化されたものである教育課程に、ひと、もの、かね、時間、そして情報の構成要素が効果的に統合されるように、学校事務職員として積極的に関わっていく必要があります。授業と繋がらない学校事務はアウトソーシングされる可能性も十分に考えられます。学校事務職員として学校経営にどう関わっていくのか、そのために何ができるかを考えるきっかけやヒントとしてこの手引きを役立てていただきたいと思います。

☆主な内容

教育課程の意義
教育課程と学校事務職員
学校事務職員に期待される4つの役割次元
学習指導要領の変遷
学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要
教育課程の編成と授業時数の扱いについて
新学習指導要領対応教具一覧

教育課程の意義

※小学校【中学校】学習指導要領解説 総則編
(平成20年※8月【9月】)より抜粋

教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を※児童【生徒】の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であると言える。

学校において編成する教育課程をこのようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

学校教育の目的や目標は教育基本法及び学校教育法に示されている。まず、教育基本法においては、教育の目的（第1条）及び目標（第2条）が定められているとともに、義務教育の目的（第5条第2項）や学校教育の基本的役割（第6条第2項）が定められている。これらの規定を踏まえ、学校教育法においては、義務教育の目標（第21条）や※小学校の目的（第29条）及び目標（第30条）【中学校の目的（第45条）及び目標（第46条）】に関する規定がそれぞれ置かれている。したがって、各学校において学校の教育目標を設定するに当たっては、法律で定められている教育の目的や目標などを基盤としながら、地域や学校の実態に即した教育目標を設定する必要がある。

各学校における具体的な指導内容については、これらの規定を踏まえ、学校教育法施行規則及び※小学校【中学校】学習指導要領に各教科等の種類やそれぞれの目標、指導内容等についての基準を示している。すなわち、学校教育法施行規則においては、教育課程は、※国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、【国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科】、道徳、☆外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成することとしている。また、学習指導要領においては、各教科等の指導内容を学年段階に即して示している。各学校においては、これらの基準に従うとともに地域や学校の実態及び※児童【生徒】の心身の発達の段階と特性を考慮して指導内容を組織する必要がある。

授業時数は、教育の内容との関連において定められるべきものであるが、学校教育は一定の時間内において行わなければならないので、その配当は教育課程の編成上重要な要素になってくる。授業時間数については、学校教育法施行規則に各教科等の標準授業時数を定めているので、各学校はそれを踏まえ授業時数を定めなければならない。

以上のことを要約すれば、学校において編成する教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、☆外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。

注意	※ 下線部について、中学校は【 】に読み替える。
	☆ 下線部について、中学校は削除する。

教育課程と学校事務職員

—教員と共に教育を作る学校事務職員—

教育の営みは、教員のみが担って展開されているのではなく、例えば教材の選定・購入が授業の内容や方法と結びついているように、学校事務職員の職務をはじめ様々な人々と共に展開していくものです。こうした一連の教育の過程において、個々の職種に対応して職務範囲をきっちりと裁断し分業しうるものでなく、中間の過程には相互に関わり、互いの持ち味が発揮されたり高め合いながら遂行されていく部分が存在します。こうした相互関係についての認識と実態を創り上げていくことこそが、学校の協働性の確立を導きます。だからこそ、学校事務職員は自らの持ち味や専門性を明確にして固有の職務を果たしてだけでなく、他の教職員との協働を通じてよりよい教育の創造を担っていくことが期待されます。

—学校事務職員の認識改革—

学校の協働性を前提にするならば、各学校の核心的な問題である教育課程編成もまた教員のみが担って展開されるのではなく、事務職員をはじめ他の職員と共に、教育目標の達成をめざしてそれぞれが有する情報を持ち寄り、児童生徒の発達状況や課題に応じて、各学校の教育資源（ひと、もの、かね、情報、時間）や地域教育資源が最大の効果を発揮するように教育の内容と方法を最適に組み上げる営み（学校の組織的な間接的教育活動）であるべきです。つまり、各学校における教育課程の編成こそ、学校事務の中心的な課題として位置づけられる必要があり、学校事務職員の役割も教育課程編成や授業づくりに関係づけて促えられるべきです。

したがって、例えば、教材の選定・購入が授業の内容や方法と結びついているように、学校事務職員を含め多様な教職員が相互に協働的に関わり、機能（流れ）として展開されているという認識を持つべきであるし、学校事務の共同実施も、地域全体の教育課程を中核とするものとして展開される必要があります。その前提として、教職員、子ども、保護者など学校に関わる人々と様々な立場から議論し、お互いの考え方を知ることは重要なことです。

学校事務職員に期待される4つの役割次元

学校事務職員の職能について、経験年数や業務内容の質との関連で整理する必要があります。学校事務職員であれ教員など他の職種であれ、学校に勤務する職員の場合には、①定型的業務 ②調整的業務 ③企画業務 ④地域協働業務 の4段階が考えられます。

教育課程に関する学校事務職員の行動変革を整理すると次のようになります。

■定型職員（ルーティンワーカー） 経験年数：0～5年

属する学校において、物品購入や書類作成などを適正・迅速に処理することはもとより、授業を見に行ったり、どのように教材が活用されているか観察したりして、良い授業のために自らがどのように関わられるかという目を持って教員との協働性を高めることが重要な職務です。

■調整職員（コーディネーター） 経験年数：5～15年

属する学校の教育課程に基づきながら展開される実際の授業や取組を調整して組織的な活動に高めるべく、学年の協働的教材開発や教科の備品・設備の整備についてかかわり、学級経営や各教科経営のつながりを強化していくこと、日常的に保護者・地域住民との連携を図り、教材や人材の確保を行うことが重要です。

■企画職員（デザイナー） 経験年数：15～25年

属する学校において、教員や他の職員と共に、連携校とのつながりを意識しながら、たとえば総合的な学習の時間などにおいて地域共通の教育課程を編成することはもとより、学校を取り巻く内外環境を分析することによって、学校の有する教育資源（ひと、もの、かね、時間、情報）や地域教育資源を把握し、地域や児童生徒の実態に応じた資源活用・開発の観点から学校の重点目標を定め、学習指導要領の骨組み（基準）に学校の教育資源を肉付けして内外環境に応じた教育課程や授業を最適にデザインすることが重要です。

■統括職員（アドミニストレーター） 経験年数：25年以上

地域全体の教育課程マネジメントを見通し、たとえば総合的な学習の時間などにおいて地域特有の教材を位置つけた教育課程を編成することはもとより、各地域固有の環境条件を活かした教育方法を開発し、さらには各学校が学習指導要領の骨組み（基準）に地域の教育資源を肉付けし該当地域環境に適応した教育課程を編成する上で、地域資源情報を提供し、各学校に地域としての特色ある教育課程や授業、それらを統合した地域全体の教育課程をプロデュースすることが重要です。

参考資料・・・国民教育文化総合研究所 発行

これからの学校事務・事務職員の在り方研究委員会

『これからの学校事務と学校事務職員』を読み解く一学校事務の再計画

学習指導要領の変遷

日本の教育制度は、第2次世界大戦が終わると、GHQの指導のもと、根本的に生まれ変わることとなった。（戦時下における教育思想を払拭）1947年に教育勅語に変わり「教育基本法」と「学校教育法」が相次いで成立し、新しい学校制度が定められた。

そして、その新しい学校において教授される具体的な教育内容を示すガイドラインとして、アメリカのCourse of studyを参考にした最初の「学習指導要領（試案）」が作られた。

<p>昭和22年 1947年 〈試案〉</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>特色 手引き書的作用・各校での裁量権が大きい</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会科・家庭科・自由研究の新設、中学校に職業科 ◆ 児童中心主義、単元学習 <p>序論 一なぜこの書はつくられたのか （原文より抜粋）</p> <p>「いまわが国の教育はこれまでとちがった方向にむかって進んでいる。この方向がどんな方向をとり、どんなふうのあらわれを見せているかということは、もはやだれの胸にもそれと感ぜられていることと思う。このようなあらわれのうちいちばんたいせつだと思われることは、これまでとかく上の方からきめて与えられたことを、どこまでもそのとおりに実行するといった画一的な傾きのあったのが、こんどはむしろ下の方からみんなの力で、いろいろと、作りあげて行くようになって来たということである。</p> <p>・・・この書は、学習の指導について述べるのが目的であるが、これまでの教師用書のように、一つの動かすことのできない道をきめて、それを示そうとするような目的でつくられたものではない。新しく児童の要求と社会の要求に応じて生まれた教育課程をどんなふうに生かしていくかを教師自身が自分で研究して行く手びきとして書かれたものである。・・・」</p>
<p>昭和26年 1951年 〈第1次改訂〉</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>特色 試案の理念（児童中心主義）を継承。 「教育の生活化」（経験主義の問題解決学習）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自由研究が無くなり、特別活動を設置 ・ 高等学校の社会科に日本史・東洋史・西洋史を新設 ◆ 児童中心主義の理念を引き継ぎ、地域や児童生徒の特性を反映させるための柔軟性に富んだ内容
<p>昭和 33年～35年 1958年～ 1960年 〈第2次改訂〉</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>特色 法的拘束力が強調 「教育の系統化」（系統学習への転換、基礎学力の充実）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳の時間の新設、総授業時数の増加 ・ 「職業・家庭科」→「技術・家庭科」へ ・ 高等学校に倫理社会を新設 ◆ 高度経済成長により、教育の拡大・教育水準の向上を目指すことが指摘され、教育の系統化が図られ、教師の指導性の強化が試みられた

<p>昭和 43～45年 1968年～ 1970年 ＜第3次改訂＞</p>	<p>特色 能力主義の強化、現代化カリキュラムといわれる濃厚な内容 「教育の科学化」（科学的概念と能力の育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程の弾力化（最低時数から標準時数へ）と多様化 ・ 教育課程を教科、道徳、特別活動で編成 ・ 高等学校の芸術、外国語、女子の家庭科一般を必修に。 男子の体育時数増加 ・ 総授業時数が戦後最大 ◆ 進学率が高まり、受験競争が激しくなる。 水道方式、仮説実験授業、完全習得学習などの教授法が開発される
<p>昭和 52～53年 1977年～ 1978年 ＜第4次改訂＞</p>	<p>特色 学習指導要領の「基準」の緩和 「教育の人間化」（学校生活における「ゆとりと充実」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゆとりの時間の創設（週1時間、学校裁量による指導） ・ 教育内容の精選、個性や能力に応じた指導、総授業時間数の削減 ・ 「君が代」が国歌と規定される ◆ 石油危機と落ちこぼれ、受験競争のさらなる激化、学校への不信感、校内暴力等の教育問題の増大
<p>平成 元年 1989年 ＜第5次改訂＞</p>	<p>特色 「教育の個性化」（新しい学力観に基づく個性の重視）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい学力観（自ら学ぶ意欲、自ら考える力、個性重視の教育等） ・ 小学校の生活科の新設（低学年の理科・社会科の廃止） ・ 中学校の技術・家庭科に情報基礎を導入 ・ 高等学校の家庭科を男女必修、社会科を地歴・公民へ、世界史を必修 ・ 「国旗」「国歌」についての指導の徹底 ・ 学校隔週5日制、観点別評価の導入 ◆ ゆとり路線が十分に機能せず、受験競争や学力不振問題は改善されなかった。校内暴力やいじめ問題等の増加
<p>平成 10～11年 1998年～ 1999年 ＜第6次改訂＞</p>	<p>特色 「教育の総合化」 （「生きる力」の育成（心の教育の重視、特色のある学校づくり、総合的な学習の時間の創設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な学習の時間の創設 ・ 学校週5日制へ移行（家庭や地域との連携、特色ある教育を学校に期待） ・ 教育内容の厳選（3割減） ・ 中学校の英語が必修に、高等学校に情報科の新設、学校設定科目新設 ・ 総授業時数が戦後最低 ◆ バブル崩壊、リストラによる大量解雇、終身雇用制の崩壊、フリーターやニートの増加、少年犯罪の凶悪化。 学級崩壊、不登校、いじめ、キル子ども等の増加 この指導要領についての非難の声が高まったため、2003年に文科省は、「学習指導要領は最低水準を示したものである」と弁明、学力低下論争に拍車がかかる。

<p>平成 20年 2008年 ＜第7次改訂＞</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「生きる力」の継承（ゆとり教育の見直し） 習得・活用・探求の学習へ 「教えないで考えさせる授業」から「教えて考えさせる授業」へ</p> </div> <p>特色</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校の授業時数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国語・社会・算数・理科・体育の授業時数を6学年合わせて350時間程度増加 ・ 外国語活動（高学年で週1コマ）を新設 ・ 総合的な学習の時間を週1コマ程度縮減 ・ 週当たりの授業時数を低学年で2コマ、中・高学年で1コマ増加 ○ 中学校の授業時数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国語・社会・数学・理科・外国語・保健体育の授業時数を400時間程度増加 ・ 教育課程の共通性を高めるために、選択教科の授業時数を縮減し、必修教科の授業時数を増加 ・ 選択教科は、標準授業時数の枠外で開設可能 ・ 総合的な学習の時間は縮減し、3学年合わせて190時間程度とする ・ 週当たりの授業時数を各学年で1コマ増加 ○ 言語活動の充実 ○ 理数教育の充実 ○ 伝統や文化に関する教育の充実 ○ 道徳教育の充実 ○ 体験活動の充実 ○ 小学校における外国語活動 ◆ 2005年 中教審に全面的な見直しを要請、2007年に「審議のまとめ」（中間報告）が発表される。 ＜第6次改訂の反省点＞ <ul style="list-style-type: none"> ①生きる力について、文科省と学校関係者、保護者、社会の間に十分な共通理解がなかった ②子どもの自主性を尊重するあまり、指導を躊躇する教師が増えた ③必修教科の授業時数が減少した ④家庭や地域の教育力の低下への対応が十分でなかった ◆ 2008年 中教審の最終答申を受けて、第7次改訂となる
---	--

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

1. 移行措置期間における基本方針

- 平成20年度中に周知徹底を図り、平成21年度から可能なものは先行して実施。
- 移行措置期間中に、教科書の編集・検定・採択を行い、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から新しい学習指導要領を全面实施。

2. 総則や道徳等は直ちに先行実施

- 直ちに実施可能な、学習指導要領の総則や、道徳、総合的な学習の時間、特別活動については、平成21年度から新しい学習指導要領の規定を先行実施。

3. 算数・数学及び理科は教材を整備して先行実施

- 算数・数学及び理科については、新課程に円滑に移行できるよう、移行措置期間中から、新課程の内容の一部を前倒して実施。（授業時数の増加も前倒し実施）
- これに伴い、小学校では、総授業時数を各学年で週1コマ増加。
（中学校は、選択教科等の授業時数を削減するため、総授業時数は変更なし）
- 新課程の前倒しに伴い、現在の教科書には記載がない事項を指導する際に必要となる教材については、国の責任において作成・配布。（具体的方策は検討中）

4. 他の各教科等（学校の判断で先行実施）

（1）各教科（算数・数学及び理科を除く）

- 各教科（算数・数学及び理科を除く）は、学校の判断により、新学習指導要領によることも可能とする。
- 但し、以下のものについては、全ての学校で先行実施
 - ・ 地図帳で指導可能な「47都道府県の名称と位置」等の指導（小学校）
 - ・ 音楽の共通歌唱教材として指導する曲数の充実等（小・中学校）
 - ・ 体育の授業時数の増加（小学校低学年）

（2）小学校における外国語活動

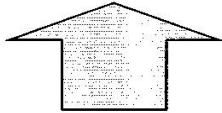
- 第5・6学年における外国語活動は、各学校の裁量により授業時数を定めて実施することが可能。（各学年で週1コマまでは、総合的な学習の時間の授業時数を充てることが可能）

移行措置期間中の小学校の標準授業時数について

[平成20年度]

【現行】

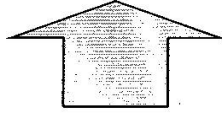
学年	【現行】						計
	1	2	3	4	5	6	
教科等							
国語	272 (8)	280 (8)	235 (6.7)	235 (6.7)	180 (5.1)	175 (5)	1377
社会	—	—	70 (2)	85 (2.4)	90 (2.6)	100 (2.9)	345
算数	114 (3.4)	155 (4.4)	150 (4.3)	150 (4.3)	150 (4.3)	150 (4.3)	889
理科	—	—	70 (2)	90 (2.6)	95 (2.7)	95 (2.7)	350
生活	102 (3)	105 (3)	—	—	—	—	207
音楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
図画 工作	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
家庭	—	—	—	—	60 (1.7)	55 (1.6)	115
体育	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	540
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
特別 活動	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
総合 学習	—	—	105 (3)	105 (3)	110 (3.1)	110 (3.1)	430
外国語 活動	782 (23)	840 (24)	910 (26)	945 (27)	945 (27)	945 (27)	5367
合計	816 (24)	875 (25)	945 (27)	980 (28)	980 (28)	980 (28)	5576



[平成21・22年度]

【移行期間】

学年	【移行期間】						計
	1	2	3	4	5	6	
教科等							
国語	272 (8)	280 (8)	235 (6.7)	235 (6.7)	180 (5.1)	175 (5)	1377
社会	—	—	70 (2)	85 (2.4)	90 (2.6)	100 (2.9)	345
算数	136 (4)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	1011
理科	—	—	90 (2.6)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	405
生活	102 (3)	105 (3)	—	—	—	—	207
音楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
図画 工作	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
家庭	—	—	—	—	60 (1.7)	55 (1.6)	115
体育	102 (3)	105 (3)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	567
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
特別 活動	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
総合 学習	—	—	95 (2.7)	100 (2.9)	100 (2.9)	100 (2.9)	345
外国語 活動	—	—	—	—	0 (0)	0 (0)	70
合計	816 (24)	875 (25)	945 (27)	980 (28)	980 (28)	980 (28)	5576



[平成23年度以降]

【新課程】

学年	【新課程】						計
	1	2	3	4	5	6	
教科等							
国語	306 (9)	315 (9)	245 (7)	245 (7)	175 (5)	175 (5)	1461
社会	—	—	70 (2)	90 (2.6)	100 (2.9)	105 (3)	365
算数	136 (4)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	1011
理科	—	—	90 (2.6)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	405
生活	102 (3)	105 (3)	—	—	—	—	207
音楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
図画 工作	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
家庭	—	—	—	—	60 (1.7)	55 (1.6)	115
体育	102 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	90 (2.6)	90 (2.6)	597
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
特別 活動	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
総合 学習	—	—	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	280
外国語 活動	—	—	—	—	35 (1)	35 (1)	70
合計	850 (25)	910 (26)	945 (27)	980 (28)	980 (28)	980 (28)	5645

※水色は移行措置期間と異なる部分

注：()内は週当たりのコマ数。

小学校 学習指導要領 (平成20年3月) 118ページ参照

移行措置期間中の中学校の標準授業時数について

		〔平成20年度〕			〔平成21年度〕			〔平成22年度〕			〔平成23年度〕			〔平成24年度以降〕			
		〔現行〕			〔移行期間〕			〔移行期間〕			〔移行期間〕			〔新課程〕			
学年 教科等	計	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	計
		国語	140	105	105	105	140	105	105	140	105	105	140	105	105	140	140
社会	105	105	85	85	105	105	85	105	105	85	105	105	85	105	105	140	350
数学	105	105	105	105	140	105	105	140	105	105	140	105	105	140	105	140	385
理科	105	105	80	80	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	140	140	385
音楽	45	35	35	35	45	35	35	45	35	35	45	35	35	45	35	35	115
美術	45	35	35	35	45	35	35	45	35	35	45	35	35	45	35	35	115
保健体育	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	270
技術・家庭	70	70	35	35	70	70	35	70	70	35	70	70	35	70	70	35	175
外国語	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	140	140	315
道徳	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	105
選択必修	0~30	50~85	105~165	155~	0~15	50~65	80~140	130~	0~15	50~65	80~140	130~	0~15	50~65	80~140	130~	190
総合的な学習の時間	0~9	14~24	3~17	28	0~9	14~24	3~17	28	0~9	14~24	3~17	28	0~9	14~24	3~17	28	135
合計	980	980	980	2940	980	980	980	2940	980	980	980	2940	980	980	980	2940	2940

※ 水色は移行措置期間と異なる部分
※ 黄色は移行と異なる部分
注：() 内は週当たりのコマ数。

平成22年度以降の教育課程の編成について

平成22年2月4日
幡多市町村教育委員会連合会

【教育課程編成全般について】

1 教育課程編成計画において

「年間の授業時数」については、学校教育法施行規則に示されている「標準授業時数」での計画を基本とする。

ただし、児童生徒の実態に応じては、学校長の責任のもと下記に示す「標準授業時数」を上回って計画することも可能である。その場合には、きちんと説明責任が果たせるものとし、児童生徒の負担加重とならぬように配慮すること。

●小学校

【移行期間】＜平成22年度＞

1年(816時間) 2年(875時間) 3年(945時間) 4～6年(980時間)

【新教育課程】＜平成23年度～＞

1年(850時間) 2年(910時間) 3年(945時間) 4～6年(980時間)

●中学校

【移行期間】＜平成22～23年度＞ 各学年(980時間)

【新教育課程】＜平成24年度～＞ 各学年(1015時間)

----- 参考（中教審答申より抜粋） -----

「標準授業時数」は、各教科等の内容の指導に要する「授業時数」を基本とし、国が標準的なものとして示しているものであり、各学校において当初からこれを下回って教育課程を編成することは通常考えられない。（中略）

特定の教科等について学習指導要領に示された内容が十分に定着していないと判断した場合には、指導方法、指導体制を工夫・改善すると共に、必要に応じて教科等の形式的な年間授業の「標準授業時数」にとらわれなくて、それ以上の時間を確保するなどして、「学校行事」を含めた「教科等」の指導内容の確実な定着を進めていくことが必要となろう。

2 「授業時数」の報告について

「年間の授業時数」が「標準授業時数」と同じか、または超えていることが望ましい。「年間授業時数」について考えるとき、その時間の指導内容と併せて判断することが大切であり、説明責任の果たせるものとする。なお、「授業時数のカウント」にあたっては、「児童生徒個々」でなく「学級」を単位として行い、集計と報告にあたっては、実施の実態を踏まえたものとなるよう学校長の責任において行うものとする。

【①「欠時」について】

○計画の段階では「欠時」は計上せず、実施した段階で生じることとする。

○「欠時」とは、風水害やインフルエンザの流行等により、予定していた教育活動や授業ができなくなることとする。

◆出席簿の取り扱い例（下記を基本とし、学校長の判断とする。）

・台風が接近し風雨の強まりが予想された為、授業は2時間行い、その後帰宅させた。

→児童生徒は、「出席扱い」、3校時以降は「欠時」

・数名（ア）はインフルエンザの為欠席（診断あり）しているが、登校した児童生徒（イ）の状態をみて、学校医と協議した結果、その日の3校時より帰宅させ、翌々日までの学級閉鎖措置をとった。

この場合の当日の扱い。→（ア）・・・出席停止（イ）・・・出席扱い

- 年度当初に計画した家庭訪問、参観日日程（学級懇談、PTA総会等）、テスト等に伴う児童生徒の放課による教育活動については、「欠時」として計上しない。(11を参照のこと)

【②学校裁量時間】

- 「学校裁量時間」とは、「標準授業時数」による配時以上に週時程の「授業時数」を配時する、あるいは、通常35週のところを実質的に年間40週程度の授業日となることから生じる時間とする。
- 週時程に位置づけた時間（小学校45分、中学校50分を1単位とする）は、「〇〇タイム」など具体的な名称とするか、または「裁量の時間」と標記し、「特別活動（学校行事等）」や「教科等の授業の補充」などに活用でき、それぞれの内容により「授業時数」としてカウントすることができるものとする。

- 【③学校行事】
- | | | |
|------------|--------------|-------|
| 儀式的行事 | 入学式、卒業式、対面式、 | 終業式 等 |
| 文化的行事 | 文化祭、各種発表会 | 等 |
| 健康安全・体育的行事 | 運動会、体育祭、健康診断 | 等 |
| 遠足・集団宿泊的行事 | 遠足、宿泊訓練、修学旅行 | 等 |
| 勤労生産・奉仕的行事 | 地域清掃活動、大掃除 | 等 |

【④各市町村及び幡多地区の体育的・文化的行事や各種大会等校外学習について】

- 該当学校、学年、学級の全ての児童生徒が参加する場合は、「学校行事」「学校裁量」「該当教科等」でカウントできる。
 - ・大会や行事のねらいや目的によって、学校長が判断できる
 - ・「教科等」でカウントする場合には、学習指導要領の内容に示されていること
- 一部の児童生徒が参加する場合は、学校で行われている教育活動は「学校裁量時間」として扱うことが望ましい。ただし、参加児童生徒が少なく、なおかつ自校の教育課程や教育計画に沿った授業が計画的に実施できた場合は、学校長の判断のもと「教科等」にカウントできる。（特に、対外行事等に参加した児童生徒の「教科等の補充」については、留意すること）

【⑤運動会等について】

- ※当日に向けての準備、練習等については、
 - 練習は「学校裁量」が妥当であるが、「ダンス等」については学習指導要領にその内容が示されているので「体育の授業」としてカウントすることも可能であるが、練習すべてを「体育の授業」でカウントするには無理がある。
 - 総練習については運動会に準じ「学校行事」
 - 運動会・体育祭の準備は「学校裁量」
 - グラウンド整備・石拾い等は、ねらいによって「学校行事」あるいは「学校裁量」

【⑥プール清掃等について】

- 全校等で一斉に実施する場合は、「学校行事」あるいは「学校裁量」

【⑦参観日一日先生等について】

- ねらいや内容によって、「学校行事」「学校裁量」「該当教科等」でカウントできる。

【⑧上級学校の一身体験入学の扱い】

- 「学校裁量の時間等」で取り扱う
- 中学校では、ねらい等によって「学級活動の進路指導等」でもカウントできる。

【⑨入試等について】

- 学力検査・面接等は、「出席しなければならない日数」から除き指導要録の「出席停止・忌引き等の日数（※1）」の扱いとするのが妥当である。

◆（※1）の出席簿の取り扱い

「出席停止・忌引き等の日数」の出席簿での内訳は「出席停止」「忌引き」「その他」とし、この場合は「その他」の扱いが妥当である。記載は下記参照。

「出席停止」→『停』 「忌引き」→『忌』 「その他」→『他』

- 学校に残っている生徒は、（授業・作業等で）「該当教科」「学校裁量」で扱う。

【⑩各種テストのカウントについて】

- 「該当教科」でカウントすることが可能

【⑪PTA総会、家庭訪問、テストの後の放課等について】

○児童・生徒が学校において教育活動を行っていない場合は、「実施授業時数」としてはカウントしない。（西部教育事務所作成の教育課程編成ソフト上では、計画の段階では「放課措置」とし、風水害やインフルエンザの流行等不測の事態のおける臨時休業等の「欠時」と区別している。）

※家庭訪問・参観日・個人面談などは年間計画で事前に位置づけるものとする。

※学校の教育活動について説明責任が果たせるように示す必要がある。

【⑫市町村主催の研修会（休業）等について】

- 「出席しなければならない日数」からのぞく。

【⑬中学校での職場体験学習について】

○ねらいによって「総合的な学習の時間」または「学級活動の進路指導等」でカウントできる。

【⑭その他】

- 不登校児童生徒の出欠の取り扱いについては、＜別紙1＞を基本とする。

「平成22年度の教育課程の編成と授業時数の扱いについて」

四万十市教育委員会

1. 四万十市教育委員会の基本方針

「授業時数の確保」→「授業時数の増加」…ゆとりのある授業時数により「指導時数」の実質確保

◎標準時数は絶対確保+学校の裁量（重点教科・領域、特色ある教育活動等）

そのために

●「教育課程編成届」、「月別時間配当計画」、「年間授業計画」の提出と教育計画への挿入

●学期毎に「授業時数集計表」「授業実施表」「教育課程実施上の成果と課題」を提出

※特別支援学級についても、通常の学級と同様に、「月別時間配当計画表」及び「授業時数集計表」「授業実施表」を提出。→特別支援学級の教育課程の評価と適正化のために

●文部科学省及び高知県教育委員会の教育課程各種調査が定期不定期にあります。

（注）新教育課程への移行期間となり、高知県教育委員会からの教育課程実施状況調査が毎年ある。

2. 教育課程の編成と授業時数の扱いについて

（1）教育課程の編成と実施にあたって

①標準時数による配時以上に週時程の時数を配時する（「学校裁量の時間」）ことにより、各教科等の教育課程を標準時数以上に編成してかまわない。その場合、「教育課程編成報告書」には、年間35週あるいは、学期毎の割当週数（学期毎に時間割を編成している学校）により、時数を算出し、標準時数を上回る時数を記入すること。

例	
小4国語（平成22年度は年間235時間）	小5国語（平成22年度は年間180時間）
↓	↓
平成23年度は年間245時間となるので、この時数で計画することは可	平成23年度は年間175時間となるので、この時数で計画することは不可

※ 実際は、標準授業時数による配時をしている学校がほとんどである。（計画の段階）

②「月別時数配当計画」については、「年間授業計画」等をもとに作成することがら、各教科等の配当予定時数が、標準時数や「教育課程編成報告書」の時数と異なってもかまわない。ただし、各教科等の予定時数が標準時数以上となるようにすること。

③年度当初、「その他の教育活動」（学校裁量時間）としてカウントしていた時間数は、集計段階では、実施した教科、領域等の時数に入れること。

④学校裁量を活用して特設時間を工夫している学校は、可能な範囲で明記してください。

例）「特設加力学習」「特設人権教育」等

⑤年度末までの授業時数の管理にあたっては、学習指導要領に定められた各教科等の標準時数を下回らないように各学校で最大限努力すること。

- (2) 「児童生徒放課措置」と「欠時」について
 (3) 各市町村及び幡多地区の体育的・文化的行事や各種大会等の校外学習について

↓
 別添資料 参照

「平成22年度以降の教育課程の編成について」

幡多市町村教育委員会連合会

- (4) 授業時数の実質的な確保（不足時数の回復等）と創出のために

①「7校時」の授業について

次の要件を満たせば、授業時数としてカウントして可

- ア. 該当学年全員の児童生徒を対象とすること
- イ. 教科等の担当が指導に入ること
- ウ. 教育課程（教科等の年間指導計画）に基づいた授業をすること
- エ. 計画的に実施すること（教育計画や時間割等に明記すること）

ただし、児童生徒の負担を考慮することと保護者や地域等に説明責任を果たすこと。

②長期休業中の「授業日」の設定について

長期休業中(夏季休業中、冬季休業中、年度末・年度始休業中)に適切と思われる教科等の指導内容（例えば、体育科・保健体育科の「水泳」、総合的な学習や特別活動で実施する職場体験学習や校外体験学習等各種体験学習・社会教育施設等を利用した学習・人権学習フィールドワーク学習等、コンピュータを活用した教科等の学習など）を設定し、「授業日」として実施する方法(「四万十市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」第3条第2項により可能)。ただし、次の要件を満たすこと。

- ア. 該当学年全員の児童生徒を対象とすること
- イ. 実施する教科等の担任、学級担任等が指導に入ること
- ウ. 教育課程（教科等の年間指導計画）に基づいた授業をすること
- エ. 計画的に実施すること（教育計画や行事計画等に明記すること）

オ. 所定の様式（別紙）により、事前に四万十市教育委員会に承認を受けること

また、児童生徒の負担を考慮することと保護者や地域等に説明責任を果たすことは①と同様。

③その他

ア. 学校行事等の精選や内容の工夫等、学校レベルでの授業時数の確保に向けた取組の推進

イ. 中央区や幡多地区の各種大会の開催を休日に行うことの検討

ウ. 授業時数を増加させ、学習者も指導者もゆとりをもって学習活動や指導に取り組むため

の工夫 ※「二学期制」の実施は学校運営上の工夫

などにより、実質的にゆとりのある授業時数（「指導時数」）の確保を目指して、各学校とも

さらに検討と改善を加えるようお願いします。

注意：小学校のクラブ活動→4年生以上の学年での実施（時数の明記はないが10時間前後）